

令和5年11月6日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

大林道路株式会社 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8

令和5年11月6日～令和5年12月5日（1ヶ月）

地域2（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である大林道路（株）は、令和5年10月4日、東北支社発注の「東北自動車道 R4仙台管内舗装補修工事」において、同者の社員が舗装施工箇所平坦性測定後に重機の仮置き状況を確認するため、現場を離れたところ、平坦性測定器の車輪のストッパーのかかりが甘く、現場の勾配により供用車線へ逸走した結果、走行中の一般車両に接触するという公衆損害事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第5号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上